

令和7年度 静岡市広告カタログ

静岡市では、市の資産を有効活用することにより、新たな収入を確保し、市の公共事業に充てて市民サービスを向上させるため、庁舎の一部や印刷物等を広告媒体として提供する広告事業を行っています。

「静岡市広告カタログ」には、現在実施している広告事業の概要をまとめて掲載しています。広告掲載をご検討いただく際の参考に、ぜひご覧ください。

もくじ

1. 広告主募集情報

媒体	No.	広告媒体	募集時期	ページ
庁舎・施設	1	公共施設案内地図等総合案内板（静岡庁舎）	随時	p.2
	2	公共施設案内地図等総合案内板（清水庁舎）	随時	p.2
	3	広告付き窓口番号案内表示システム	随時	p.3
	4	広告付き AED 収納機器	随時	p.4
	5	庁舎マット	隔年1月頃	p.5
	6	清水ナショナルトレーニングセンターサッカー場 看板広告	随時	p.5
	7	静岡市立図書館サポート広告	随時	p.6
	8	図書館雑誌カバー	随時	p.6
	9	広告付き案内板（清水病院）	随時	p.7
印刷物	10	静岡市共通封筒	9～10月頃	p.8
	11	納税通知書用封筒（固定資産税・都市計画税）	8～9月頃	p.9
	12	納税通知書用封筒（市民税・県民税）	8～9月頃	p.9
	13	納税通知書用封筒（軽自動車税種別割）	8～9月頃	p.10
	14	認定こども園等連絡袋	6～7月頃	p.10
	15	しずおかし子育てハンドブック	6月頃	p.11
	16	こんにちは赤ちゃん訪問用冊子	9月頃	p.12
	17	成人健診まるわかりガイド	11月頃	p.12
Web	18	静岡市ホームページ	随時	p.13
	19	日本平動物園ホームページ	随時	p.14
	20	静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」	随時	p.14
公用車	21	ごみ収集車	随時	p.15
その他	22	マタニティストラップ 同梱物資への掲載広告	9月頃	p.15

2. ネーミングライツ事業.....p.16

3. 広告掲載までの流れ.....p.16

4. 参考資料

静岡市広告事業推進に関する基本方針.....p.18

静岡市広告審査会設置要綱.....p.21

静岡市広告掲載基準.....p.23

品位を損なう広告の制限に関する運用基準.....p.27

1. 広告主募集情報

1. 公共施設案内地図等総合案内板（静岡庁舎）

〇市街地周辺の公共施設等の案内地図や行政情報を表示する「総合案内板」に広告を掲示しています。

掲 示 場 所	静岡市役所 静岡庁舎新館 1 階
掲 示 箇 所	総合案内板
広 告 枠	モニター広告：15 枠 インデックス広告：30 枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	広告代理店取扱
広告の募集方法	広告代理店方式
募 集 時 期	随時
申込み・問合せ	<広告取扱事業者> 長田広告株式会社 静岡営業所 電 話：054-627-5575 <所管課> 財政局 財政部 管財課 所在地：静岡庁舎本館 1 階 電 話：054-221-1013 FAX：054-221-1015

【広告イメージ】

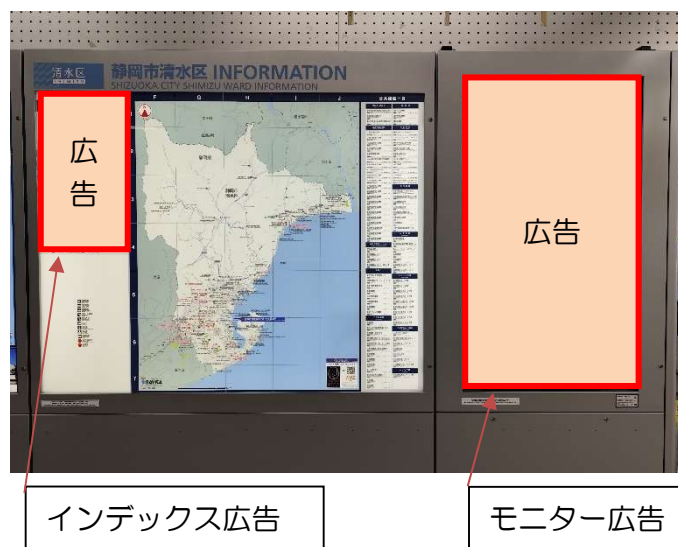


2. 公共施設案内地図等総合案内板（清水庁舎）

市街地周辺の公共施設等の案内地図や行政情報を表示する「総合案内板」に広告を掲示しています。

掲 示 場 所	静岡市役所 清水庁舎 1 階
掲 示 箇 所	総合案内板
広 告 枠	モニター広告：35 枠 インデックス広告：40 枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	広告代理店取扱
広告の募集方法	広告代理店方式
募 集 時 期	随時
申込み・問合せ	<広告取扱事業者> 表示灯株式会社 静岡支店 電 話：054-273-2611 <所管課> 清水区役所 地域総務課 所在地：清水庁舎 4 階 電 話：054-354-2023 FAX：054-352-0325

【広告イメージ】



3. 広告付き窓口番号案内表示システム

○各区役所の戸籍住民課及び保険年金課では、お客様をお呼び出しする受付番号案内表示モニターを設置しています。待合スペースで手続きを待つお客様に、各種情報をお届けしています。

【広告イメージ】



掲 示 場 所	各区役所 戸籍住民課及び保険年金課の窓口 (葵区役所及び清水区役所は1階、駿河区役所は1階及び2階)
掲 示 箇 所	窓口番号案内表示モニター横
広 告 枠 (モニター広告)	葵区役所：20枠 駿河区役所：20枠 清水区役所：15枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	広告代理店取扱
広告の募集方法	広告代理店方式
募 集 時 期	随時
申込み・問合せ	<広告取扱事業者> 長田広告株式会社 静岡営業所 電 話：054-627-5575 <所管課> 葵区役所 保険年金課（葵区役所1階） 電 話：054-221-1070 FAX：054-254-2216 駿河区役所 保険年金課（駿河区役所2階） 電 話：054-287-8621 FAX：054-287-8705 清水区役所 戸籍住民課（清水区役所1階） 電 話：054-354-2126 FAX：054-353-8859

4. 広告付き AED 収納機器

○各庁舎及び日本平動物園に設置している AED 収納機器にモニター広告を掲示しています。

【広告イメージ】



(静岡庁舎新館 1 階)



(日本平動物園)

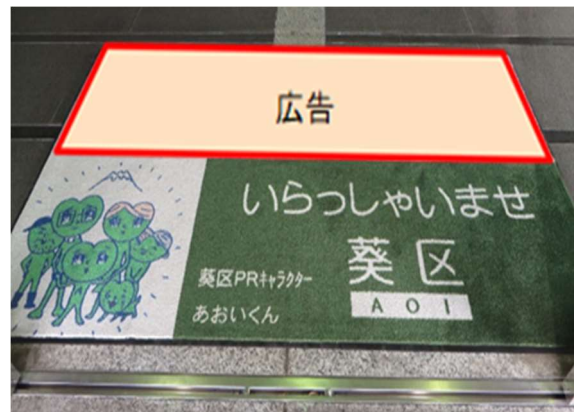
掲 示 場 所	各庁舎 1 階、日本平動物園入口
掲 示 箇 所	AED 収納機器
広 告 枠 (モニター広告)	葵区役所：20 枠、駿河区役所：20 枠、清水区役所：20 枠 日本平動物園：20 枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	広告代理店取扱
広告の募集方法	広告代理店方式
募 集 時 期	随時
申込み・問合せ	<広告取扱事業者> 表示灯株式会社 静岡支店 電 話：054-273-2611 <所管課> 財政局 財政部 管財課 所在地：静岡庁舎本館 1 階 電 話：054-221-1013 F A X：054-221-1015 駿河区役所 地域総務課 所在地：駿河区役所 3 階 電 話：054-202-5814 F A X：054-287-8709 清水区役所 地域総務課 所在地：清水庁舎 4 階 電 話：054-354-2023 F A X：054-352-0325 観光交流文化局 日本平動物園 所在地：日本平動物園（駿河区池田 1767-6） 電 話：054-262-3251 F A X：054-262-3489

5. 庁舎マット

○各庁舎の出入口に設置している足ふきマットに広告を掲示しています。

掲 示 場 所	各庁舎1階出入口
掲 示 箇 所	足ふきマット
広 告 枠	葵区役所：6枠 駿河区役所：5枠 清水区役所：4枠
広 告 の 形 態	物品等の無償提供
設置に係る費用 (参 考)	11,550 円（月額、作成及び管理費）
広告の募集方法	直接募集方式
募 集 時 期	隔年1月頃
申込み・問合せ	財政局 財政部 管財課 所在地：静岡庁舎本館1階 電 話：054-221-1013 FAX：054-221-1015

【広告イメージ】



6. 清水ナショナルトレーニングセンター サッカー場看板広告

○サッカー場の壁面に広告看板を設置できます。

○当該施設は、年間約 18.6 万人の方に利用されています。（令和6年度実績）

掲 示 場 所	清水ナショナルトレーニングセンター
掲 示 場 所	サッカー場の壁面に設置する看板
広 告 枠	52 枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
広告料（定額）	1 枠 88,000 円又は 110,000 円／年 ※設置場所によって異なる。 ※別途看板の製作費、取り付け、撤去費等の負担あり。
広告の募集方法	直接募集方式
募 集 時 期	随時
申込み・問合せ	観光交流文化局 スポーツ振興課 所在地：静岡庁舎新館 16 階 電 話：054-221-1283 FAX：054-221-1453

【広告イメージ】

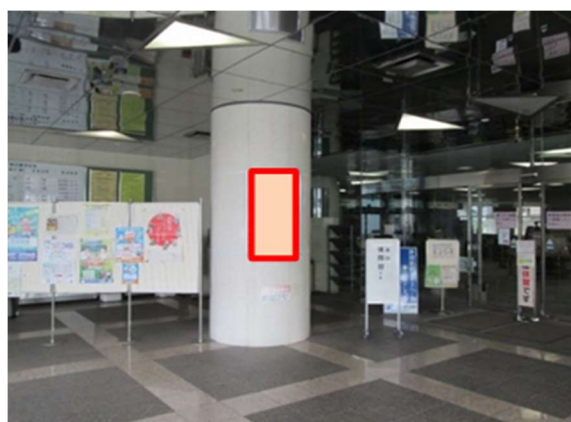
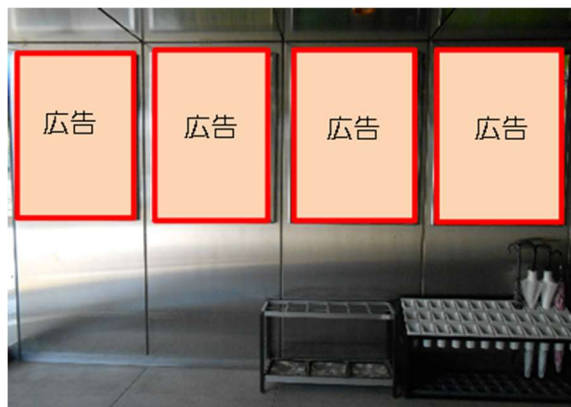


7. 静岡市立図書館サポート広告

○各図書館の壁面や柱等に広告を掲示しています。

【広告イメージ】

掲 示 場 所	各図書館（12 館）
掲 示 箇 所	壁面や柱など
広 告 枠	図書館 12 館、計 24 枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	広告代理店取扱
広告の募集方法	広告代理店方式
募 集 時 期	随時
申込み・問合せ	<広告取扱事業者> 株式会社宣通 電 話：052-979-1555 <所管課> 教育局 中央図書館 所在地：葵区大岩本町 29-1 電 話：054-247-6711 FAX：054-247-9971



8. 図書館雑誌カバー

○図書館に配架する雑誌を購入・納入していただき、当該雑誌のカバー等にスポンサー広告を掲示しています。

【広告イメージ】

掲 示 場 所	各図書館（12 館）
掲 示 箇 所	雑誌のカバー
対象となる雑誌	1,092 誌
広 告 の 形 態	物品等の無償提供
広 告 料	1,430 円～109,420 円 ※雑誌の種類、購入冊数により異なる。
広告の募集方法	直接募集方式
募 集 時 期	随時
申込み・問合せ	教育局 中央図書館 所在地：葵区大岩本町 29-1 電 話：054-247-6711 FAX：054-247-9971

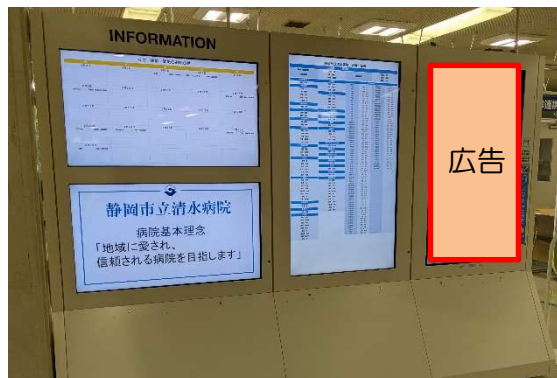


9. 広告付き案内板（清水病院）

〇市街地周辺の医療機関等の情報や院内広報を表示する「案内板」に広告を掲示しています。

掲 示 場 所	清水病院 1 階
掲 示 箇 所	案内板
広 告 枠	30 枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	広告代理店取扱
広告の募集方法	広告代理店方式
募 集 時 期	随時
申込み・問合せ	<広告取扱事業者> 表示灯株式会社 静岡支店 電 話：054-273-2611 <所管課> 保健福祉長寿局 清水病院事務局 病院経営企画課 所在地：清水病院1 階 電 話：054-336-1111 FAX：054-334-1129

【広告イメージ】



10. 静岡市共通封筒

- 各種文書等を発送する際に、各課が使用する共通の封筒です。市民等に発送されます。
- 令和6年度の作成部数は、角2：125,000枚、長3：270,000枚です。

【広告イメージ】



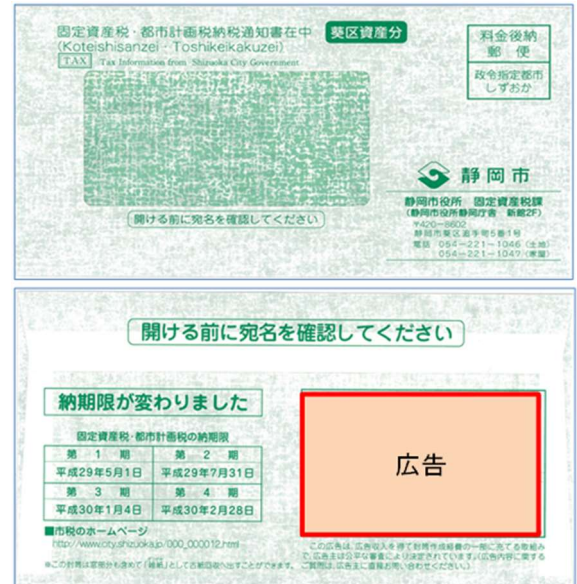
掲 示 箇 所	角2封筒及び長3封筒（単色）の裏面
広 告 枠	提案による
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	角2封筒：55,000円（最低募集価格／令和6年度） 長3封筒：66,000円（最低募集価格／令和6年度）
広告の募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募 集 時 期	9～10月頃
申込み・問合せ	総務局 総務課 所在地：静岡庁舎新館9階 電 話：054-221-1792 FAX：054-205-1377

11. 納税通知書用封筒（固定資産税・都市計画税）

- 固定資産税及び都市計画税の納税通知書の発送用封筒に広告を掲示し、納税者の方に発送します。
- 令和6年度の作成部数は、280,000通です。

掲 示 箇 所	納税通知書 送付用封筒裏面
広 告 枠	1 枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	330,000 円 (最低募集価格／令和6年度)
広告の募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募 集 時 期	8～9月頃
申込み・問合せ	財政局 税務部 税制課 所在地：静岡庁舎新館3階 電 話：054-221-1493 FAX：054-221-1499

【広告イメージ】

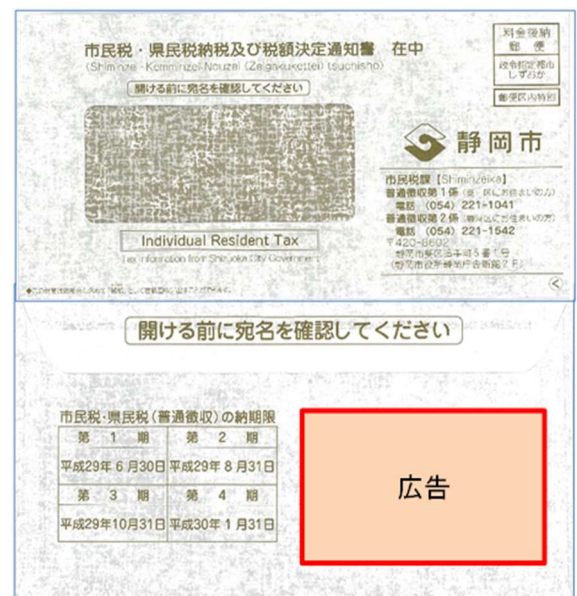


12. 納税通知書用封筒（市民税・県民税）

- 市民税及び県民税の納税通知書の発送用封筒に広告を掲示し、納税者の方に発送します。
- 令和6年度の作成部数は、165,000通です。

掲 示 箇 所	納税通知書 送付用封筒裏面
広 告 枠	1 枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	79,200 円 (最低募集価格／令和6年度)
広告の募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募 集 時 期	8～9月頃
申込み・問合せ	財政局 税務部 税制課 所在地：静岡庁舎新館3階 電 話：054-221-1493 FAX：054-221-1499

【広告イメージ】

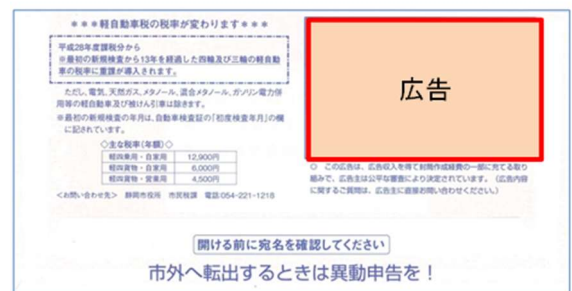
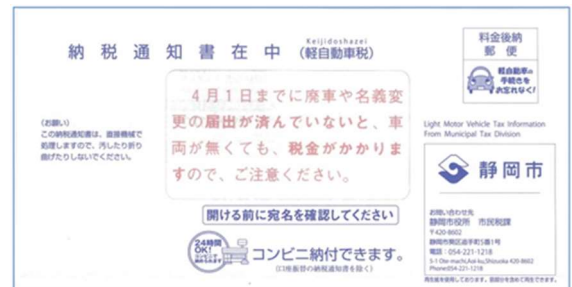


13. 納税通知書用封筒（軽自動車税種別割）

- 軽自動車税種別割の納税通知書の発送用封筒に広告を掲示し、納税者の方に発送します。
- 令和6年度の作成部数は、177,000通です。

【広告イメージ】

掲 示 箇 所	納税通知書 送付用封筒裏面
広 告 枠	1 枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	69,300 円 (最低募集価格／令和6年度)
広告の募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募 集 時 期	8～9月頃
申込み・問合せ	財政局 税務部 税制課 所在地：静岡庁舎新館3階 電 話：054-221-1493 FAX：054-221-1499



14. 認定こども園等連絡袋

- 静岡市内の認定こども園・保育園等で、保護者の方へのお知らせや納付書・督促状等の書類を入れるための封筒です。この封筒を作成し、市に寄贈していただける方を募集しています。
- 令和6年度の作成部数は、22,000部です。

【広告イメージ】

掲 示 箇 所	連絡袋の裏面
広 告 枠	1 枠
広 告 の 形 態	物品等の無償提供
作成に係る費用	126,864 円（令和6年度概算）
広告の募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募 集 時 期	毎年度6月～7月頃
申込み・問合せ	こども未来局 こども未来課 所在地：静岡庁舎新館 17 階 電 話：054-221-1418 FAX：054-221-5026



表面

裏面

※レイアウトのイメージです。記載内容は年度により異なる場合があります。

15. しずおかし子育てハンドブック

○子育てに関する静岡市の施策や各種手続きについて紹介するハンドブックに広告を掲載しています。
 ○静岡市内9か所の保健福祉センターにおいて、母子健康手帳とともに子育て世帯へ配布するほか、子育て支援センター、児童館等へ配架しています。
 ○令和6年度の作成部数は、20,000部です。

【広告イメージ】



表紙



表紙裏面

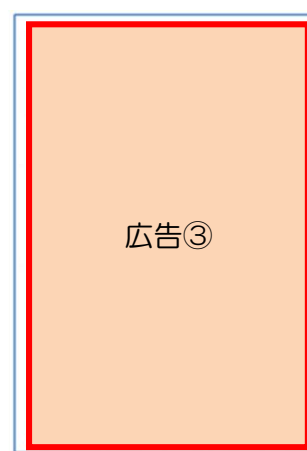
※レイアウトのイメージです。記載内容は年度により異なります。



広告②



裏表紙裏面



裏表紙

掲 示 箇 所	ハンドブック 表紙裏面、裏表紙及びその裏面
広 告 枠	3枠（表紙裏面、裏表紙裏面、裏表紙）
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	3枠 277,200 円（令和6年度実績）
広告の募集方法	広告代理店方式
募 集 時 期	毎年度6月頃
申込み・問合せ	こども未来局 こども未来課 所在地：静岡庁舎新館 17 階 電 話：054-221-1169 F A X：054-221-5026

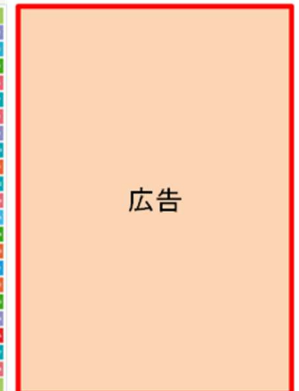
16. こんにちは赤ちゃん訪問用冊子

○生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に訪問する際に、子育て支援に関する情報を掲載する冊子を配布しています。この冊子を提供し、市に寄贈いただける方を募集しています。

○令和6年度の作成部数は、4,800部です。

掲 示 箇 所	冊子の裏面等
広 告 枠	提案による
広 告 の 形 態	物品等の無償提供
作成に係る費用	617,760 円（令和6年度概算）
広告の募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募 集 時 期	毎年度9月頃
申込み・問合せ	こども未来局 こども家庭福祉課 所在地：静岡庁舎新館 17 階 電 話：054-221-1574 FAX：054-221-5027

【広告イメージ】



裏表紙

17. 成人健診まるわかりガイド

○がん検診や特定健康診査をはじめとした成人健診の種類や対象者、健診を実施している医療機関等について案内するガイドブックに広告を掲載しています。

○当該冊子は、市の広報誌4月号と共に市内の全世帯へ配布するほか、各区役所の総合案内や市内保健福祉センター、市民サービスコーナー、生涯学習施設等で配架しています。

○令和7年度の作成部数は、275,000部です。

掲 示 箇 所	ガイドブック裏面
広 告 枠	1 枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	90,000 円 （最低募集価格／令和7年度）
広告の募集情報	直接募集方式、広告代理店方式
募 集 時 期	毎年度 11 月頃
申込み・問合せ	保健福祉長寿局 健康福祉部 健康づくり推進課 所在地：静岡庁舎新館 12 階 電 話：054-221-1579 FAX：054-251-0035

【広告イメージ】



表紙

裏表紙

18. 静岡市ホームページ

○静岡市では、ホームページを通して、市民等に市政情報を幅広く発信しています。

○令和6年度における1か月の平均アクセス数は、約189万です。

【広告イメージ】

掲 示 箇 所	トップページ下部（バナー）
広 告 枠	全20枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料	広告代理店取扱
広告の募集方法	広告代理店方式
募 集 時 期	随時
申込み・問合せ	<令和7年度広告取扱事業者> 株式会社 ジチタイアド 電 話：092-716-1401 <所管課> 総務局 市長公室 広報課 所在地：静岡庁舎新館8階 電 話：054-221-1353 FAX：054-252-2675



19. 日本平動物園ホームページ

○日本平動物園では、ホームページを通してイベント情報等を市内外の方に発信しています。

○1か月の平均アクセス数は、約22.5万件の実績があります。

【広告イメージ】

掲 示 箇 所	トップページ下部等（バナー）
広 告 枠	10枠 ※ランダムでトップページの右上部に1枠掲載されます。
広 告 の 形 態	1枠 20,000円/月（定額）
広告の募集方法	直接募集方式
募 集 時 期	随時
申込み・問合せ	観光交流文化局 日本平動物園 所在地：日本平動物園 （駿河区池田 1767-6） 電 話：054-262-3251 FAX：054-262-3489



20. 静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」

○静岡市では、ホームページを通して、育児に役立つ行政制度やサービスを発信しています。

○令和6年度における1か月の平均アクセス数は、約4万件です。

【広告イメージ】

掲 示 箇 所	トップページ下部（バナー）
広 告 枠	5枠
広 告 の 形 態	広告料の納入
作成に係る費用	広告代理店取扱
広告の募集方法	広告代理店方式
募 集 時 期	随時
申込み・問合せ	こども未来局 こども未来課 所在地：静岡庁舎新館 17 階 電 話：054-221-1169 FAX：054-221-5026



広告 広告 広告 広告 広告

21. ごみ収集車

○家庭ごみを収集する本市ごみ収集車へ広告を掲示しています。

○市内各地を走行するごみ収集車に掲出された広告は、市民との距離が近く視認性も高いことから、走る広告塔として十分な宣伝効果が期待できます

○令和6年度の稼働状況は、平均走行距離 10,449 km、平均稼働日数 219 日です。

掲 示 箇 所	ごみ収集車 側面
広 告 枠	1 台につき広告枠 2 枠（両側面） ※1 台（広告枠 2 枠）ごとの申込み
広 告 の 形 態	広告料の納入
広 告 料 （ 定 額 ）	年額 100,000 円／台 ※別途広告の作成費、貼り付け作業費等の負担あり。
広告の募集方法	直接募集方式
募 集 時 期	随時
申込み・問合せ	環境局 収集業務課 所在地：静岡庁舎新館 13 階 電 話：054-221-1074 F A X：054-221-1141

【広告イメージ】



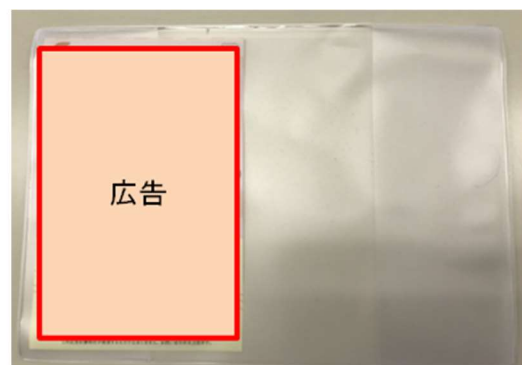
22. マタニティストラップ 同梱物資への掲載広告

○市内在住の妊婦の方に配布するマタニティストラップと母子健康手帳カバーを作成・寄贈いただくことで、カバーの裏面やマタニティストラップの同梱物資等に広告を掲示することができます。

○令和6年度の作成部数は、4,800 部です。

【広告イメージ】

掲 示 箇 所	母子健康手帳カバー 裏面等
広 告 枠	提案による
広 告 の 形 態	物品等の無償提供
作成に係る費用	765,600 円（令和6年度概算） ※マタニティストラップと母子健康手帳カバー作成費
広告の募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募 集 時 期	毎年度 9 月頃
申込み・問合せ	こども未来局 こども家庭福祉課 所在地：静岡庁舎新館 17 階 電 話：054-221-1574 F A X：054-221-5027



母子健康手帳カバー
（広告部分以外は透明カバー）



マタニティ
ストラップ

2. ネーミングライツ事業

ネーミングライツとは、市と民間企業や団体との契約により、市の施設に愛称等を付ける代わりに、その企業等から命名権料を得て、施設の修繕や運営に活用するものです。

これは、市民、企業、静岡市の3者にメリットを生み出すもので、市にとっては命名権料が新たな財源となり、企業にとっては自社のイメージアップや認知度向上などの効果が期待できます。また、利用する市民の方々にとっても、整備の行き届いた施設を利用することができるなど、メリットが生まれます。

新たなネーミングライツ事業のご提案がありましたら、「企画提案の募集」によりご提案ください。企画提案の募集民間活力を活用し、公共サービスの向上や行政運営のなお一層の効率化を図るため、本市広告事業について具体的な企画提案を募集しています。

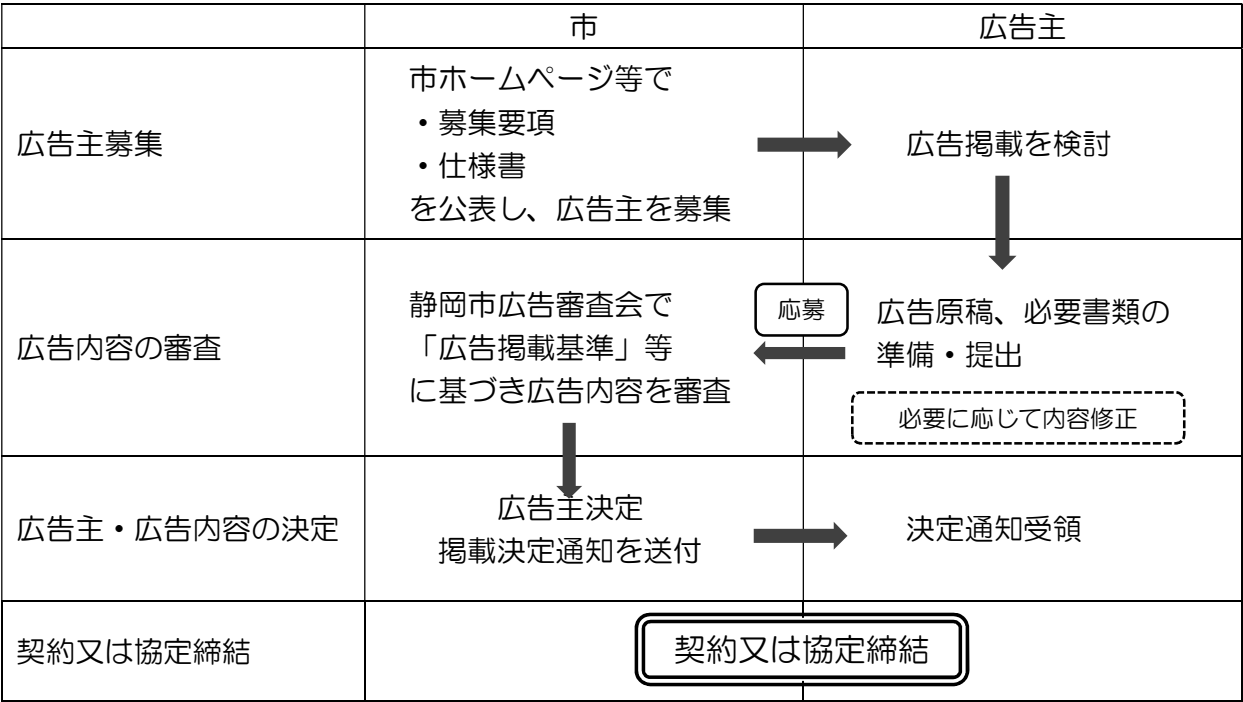
○静岡市で導入中のネーミングライツ

施設名	正式名称	期間	対価
IAI スタジアム日本平 (アイスタ)	清水日本平運動公園球技場	R5.3.1～R10.2.28 (5年間)	年間 3,146 万円
ちゅ〜るスタジアム清水 (ちゅ〜るスタ)	静岡市清水庵原球場	R6.1.25～R11.1.24 (5年間)	年間 7,150 万円

3. 広告掲載までの流れ

(1) 広告掲載までの基本的な流れ

申込みにあたっては、広告主を募集する各所管課又は広告代理店にお問合せください。
掲出する広告は、所管課における審査を経て、最終的には広告審査会において適否を決定します。
審査の結果、必要があるときは、広告内容等を修正していただく場合があります。

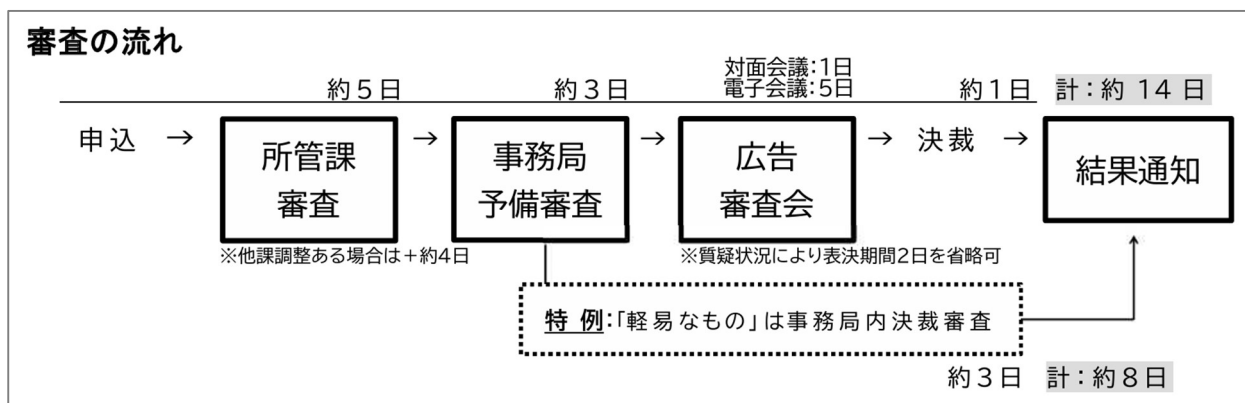


(2) 広告内容の審査

本市では、「静岡市広告審査会」を設置し、広告事業の目的を実現するために定めた「静岡市広告掲載基準」に基づいて、広告掲載の適否について審査しています。

また、媒体によっては、それぞれに定める「広告掲載取扱要綱」において、応募できる広告主の業種等に独自の制限を設けている場合もありますので、応募の際は御留意ください。

- 静岡市広告審査会設置要綱（p.21）
- 静岡市広告掲載基準（p.23）



※「他課調整がある場合」…医療広告など。

※上記の日数は、営業日数で計算した際の目安です。広告内容によって変動する可能性があります。

(3) 広告の形態

ア 広告料の納入

広告掲載の対価として広告料を納入していただく形態です。掲載期間等に応じて定額を納めていただくもの（1枠 40,000円／月など）と、市が提示した最低募集価格に応じて入札いただいた金額を納めていただくものがあります。

イ 物品等の無償提供

市が示す仕様に則って作成した広告入りの物品等を無償提供していただく形態です。

(4) 広告の募集方法

ア 直接募集方式

市が直接広告主の募集を行い、市と広告主との間で直接契約を締結する方法です。

イ 広告代理店方式

見積執行等で広告代理店を決定し、当該広告代理店に広告主の募集等を委ねる方式です。

4. 参考資料

静岡市広告事業推進に関する基本方針（平成25年11月8日策定）

1 広告事業の目的

市が保有する財産は市民全体の財産であり、その管理を任されている市は、これらの財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化につなげていかなければなりません。

そのため本市の広告事業は、次の3点の実現を目的として掲げます。

① 財政負担の軽減

財産本来の用途や目的を妨げないことを前提に、市の財産を広告料収入を生み出す媒体として有効に活用することにより、市の財政負担の軽減を図る。

② 市民サービスの向上

広告事業により得られた広告料収入を、当該財産が有する行政目的実現のための事業等の財源に充当することにより、対象となる市民サービスの一層の向上を図る。

③ 民間企業との連携による民間活力の活用と地域経済の活性化

広告事業をとおして民間企業と連携することにより、企業の持つノウハウを市の事務事業に活用する。また、企業に市の媒体を効果的に利用してもらうことにより、企業の知名度やイメージの向上などにつなげ、事業活動の促進による地域経済の活性化を図る。

2 広告事業の対象とする財産

次に掲げる市の財産のうち、「広告事業の目的」を実現するために有効なものを対象に、広告事業を実施します。

ただし、広告を掲載することで、法令等に抵触するおそれのあるもの、財産本来の用途や目的を妨げるおそれのあるもの、市民に誤解や不快感を生じさせるおそれのあるものなど、広告事業に適さない財産については、対象としません。

市の財産	広告の形態
施設（広告事業に活用できる市が管理する国、県の施設を含む。）	ネーミングライツ、看板広告、内壁面広告、マルチビジョンやマットなどへの広告
印刷・広報物	パンフレット、チラシ、封筒などへの印刷広告
ウェブページ	ホームページのバナー広告
その他広告媒体として有効に活用できる財産	車両、ベンチ、ノベルティグッズなどへの広告

3 広告事業推進のための取組

（1）広告事業推進の考え方

「広告事業の目的」を実現するためには、広告媒体に対するニーズを的確につかみ、より多くの財産を活用すること、また、企業や広告代理店からの提案を積極的に受け入れていくことが重要となります。

そのため、各課が所管する施設や印刷物などから、新たな広告媒体やこれまで十分活用されてこなかった有効な財産を積極的に見出し、広告事業に結びつけるとともに、企業等からの提案を受け入れ、実現につなげる取組を行うものとします。

（2）市の財産の見直し

市内広告代理店に対する調査結果を基に、広告媒体の有効性の判断基準として作成した「広告事業の

検討対象とする基準」に基づき、本市の持つ財産を洗い出し、広告事業の検討を行います。

具体的には、各課が所管する施設や印刷物などのうち、基準に該当するもの全てに対して、広告事業を検討することとします。

なお、既に広告事業を実施しているものについては、更なる拡大を検討します。

また、印刷・広報物に関しては、単に広告事業の実施を検討するのではなく、「印刷・広報物の見直し実施要領」に基づき、改めてそのものの必要性を十分検証したうえで、広告事業の検討を行うものとします。

(3) 企業や広告代理店からの提案の受け入れ

「広告事業の目的」の一つである「民間企業との連携」を進めるため、企業や広告代理店からの提案を積極的に受け入れます。

特に、新たな媒体や様々な施設のネーミングライツ、各種媒体を組み合わせた広告など、これまでにない企画提案を広く求めるため、市から情報提供を行うとともに、総務課が窓口となって、提案の趣旨、内容を十分に把握したうえで、関係する所管課につなげ、導入に向けた前向きな検討を行うこととします。

(4) 広告事業の検討に当たっての留意事項

広告事業の検討に当たっては、市民に悪影響を及ぼしたり、市民サービスの低下を招いたりすることがない点を十分確認するとともに、広告事業が財政負担の軽減だけでなく市民サービスの向上と地域経済の活性化を目指したものであることを積極的に市民に伝えていく必要があります。

① 公共性の確保

市が実施する広告事業であることに鑑み、広告媒体と広告内容のバランスを欠き、市民の誤解を招き、又は市民感情を害するおそれがないか、その他その実施により市政運営に何らかの支障が生じるおそれがないかなど、公共性の確保の観点から、広告事業の実施の可否、実施する場合における広告の媒体及び内容、広告主の選定等について慎重に検討するものとする。

② 公平性の確保

市が実施する広告事業であることに鑑み、市民に特定の企業等を推奨しているかのような誤解を与えることがないよう、募集や審査の過程、掲載する広告の内容等において、市としての公平性及び中立性を確保しなければならない。

ただし、広告事業の目的の達成又は公共性の確保のために必要がある場合には、掲載する広告の業種、広告主の事業所等の所在地その他の事項について、一定のものを優先し、若しくは制限し、又は必要な条件を付すことができる。

③ 広告料の活用目的の周知

広告事業の目的や必要性を周知し、市民に広告事業を理解してもらうため、全ての広告に、広告料が媒体の印刷費や維持管理費等の財源の一部に活用されていることを表示する。

広告事業の検討対象とする基準

No.	財産の種類	広告の形態	基準
1	施設	ネーミングライツ 看板広告 内壁面広告 マルチビジョン、 マットへの広告 など	総務課が実施した調査結果を参考に、広告媒体としての可能性がある と認められるもの ただし、ネーミングライツにおいて、以下に該当するものを除く。 ①公用に供する施設（庁舎、区役所、保健所、消防署などの市が事務執 行や事業実施のために直接使用する施設） ②公共の用に供する施設（住民の一般的共同利用を目的とする施設） のうち、以下に掲げる施設 ・行政機関としての機能を併せ持った施設（保健福祉センター、動 物指導センターなど） ・学校及び保育園 ・史跡及び名勝 ・同一の利用者が長期間にわたって使用する施設（高齢者、障害者 等の入所型施設など） ・ネーミングライツ企業と、施設利用団体やイベントスポンサーと が競合することにより、施設の利用率が大幅に低下してしまうお それのある施設 ③廃止（民営化を含む。）や再整備などの将来計画のある施設
2	印刷・広報物	印刷広告	市民に配付する印刷・広報物のうち、次のいずれかに該当するもの ①市内の全世帯に配付しているもの ②年間作成数が18万部以上のもの ③年間の作成部数が6万部以上あり、かつ配付対象者の属性や印刷・ 広報物に対する目的が明確なもの ただし、申請書、届出書、通知書、納付書に類するものを除く。
3	ウェブページ	バナー広告	年間を通じて公開するウェブページのうち、次のいずれかに該当する もの ①トップページ又はトップページから1階層目までのページで、年間 の閲覧件数が10万件以上見込めるもの ②トップページ又はトップページから1階層目までのページで、年間 の閲覧件数が3万件以上見込め、かつ閲覧目的が明確なもの
4	その他広告媒 体として有効 に活用できる 財産	車両、ベンチ、ノベ ルティグッズなど への広告	次のいずれかに該当するもの ①民間企業（広告代理店を含む。）から提案のあったもの ②所管課が広告媒体として有効と判断したもの
上記の各項目に該当しないものであっても、民間企業から提案のあったもの、所管課において広告媒体として有効 と判断したものについては、検討の対象とする。			

静岡市広告審査会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市が掲載する広告について必要な事項を審査するため、静岡市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 掲載する広告の適否に関する事。
- (2) 広告の内容に係る疑義に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載に関し、市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 審査会の会員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務局次長
- (2) 総務局市長公室広報課長
- (3) 総務局総務課長
- (4) 総務局政策法務課長
- (5) 財政局財政部管財課長
- (6) 市民局生活安全安心課長

2 市長は、前項に規定する会員のほか、審査に当たり必要があると認めるときは、当該審査事項を所管する課の長を、臨時の会員として加えることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長を置き、総務局次長の職にある会員をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長は、審査会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(電子会議)

第6条 会長は、審査会の意見を聴いた上で適当と認めた事案について、イントラネット上で会長及び各会員が意見を電子的に交換する方式による審査会の会議を開くことができる。この場合において、当該会議の進行管理は、会長がその所属職員のうちから指名した者が行う。

(審査の特例)

第7条 会長は、審査会が軽易なものとして特に認めた場合は、会議への付議を省略して適否を判断することができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務局総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市広告掲載基準

第1 趣 旨

静岡市の広告事業は、財政負担の軽減、市が保有する資産の有効活用、民間企業との連携を図ることにより、市民サービスの向上と地域経済の活性化を目指すものである。

この基準は、広告事業の目的を実現するために静岡市が掲載する広告を審査するに当たっての基準として定めるものであり、広告掲載の適否はこの基準に基づき、判断するものとする。

第2 広告審査に当たっての基本的な考え方

審査に当たっては、この基準に基づき一義的な解釈及び適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈及び適用を行うものとする。

第3 広告媒体ごとの基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。この場合においては、総務局総務課と協議の上、定めることとする。

第4 規制する業種又は事業者

次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (2) 各種法令に違反している事業者
- (3) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- (4) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- (5) 利殖を目的とした投資又は投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) たばこ（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）を販売する事業者又はこれに類する業種
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 占い、運勢判断に関する業種
- (12) ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第2条に規定するギャンブル等に関する業種（公営競技を除く。）
- (13) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるもの

第5 規制業種の事業者による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第4で定める規制業種に該当する事業者による、規制業種に係るもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

（例）たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

第6 広告主のWebページにリンクをする広告に関する基準

広告主のWebページにリンクをする広告（バナー広告や広告主のWebページへ誘導する二次元バーコードを掲載する広告）に関しては、当該広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のWebページの内容についても、内容に応じて可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部または一部を準用することができる。

第7 掲載の適否

- 1 広告内容及びデザインの適否は、別表第1に基づき、判断するものとする。
- 2 屋外に掲載する広告（車両広告を含む。）の適否は、別表第1及び別表第2に基づき、判断するものとする。

第8 留意事項

掲載する広告の表示内容は、次の各号に留意するものとする。

- （1）広告であることを原則として明示すること。

例）広告 等

- （2）当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告掲載基準等を遵守すること。

- （3）割引価格を表示する場合、対象となる元の価格を明示すること。

- （4）アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例）お酒は20歳を過ぎてから 等

第9 掲載基準の適用

この基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等が必要な場合には、広告主に依頼することとする。この場合において、広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成23年5月11日から施行する。ただし、施行の日以前に募集した広告を審査する場合には従前の基準を適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年12月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年6月21日から施行する。

別表第1（第7関係）

基 準	例 示
（1）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの	ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は助長するもの イ 残酷な描写等善良な風俗に反するもの ウ 性的な表現で、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの エ その他風紀を乱したり、犯罪を誘発したりするおそれがあるもの

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用を受ける選挙に係るもの	ア 政党その他の政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの イ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの	ア 人種、民族、言語、性別、職業、心身の障害、社会的な身分等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの イ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの ウ 他の名誉若しくは信用を毀損し、又は他の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの エ 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作権、特許権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は類似、模倣等によりそのおそれがあるもの
(4) 特定の宗教の教義を広め、又は信者を強化育成することを主たる目的とするもの	ア 宗教団体による布教宣伝、勢力拡大等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの イ 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
(5) 法令等に違反し、又はその疑いがあるもの	ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの イ 法令等に基づく必要な許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスを提供するもの
(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの	ア セクシャル・ハラスメント及び男女間の暴力行為を助長するもの
(7) 社会問題についての主義主張	ア 個人又は団体の意見広告 イ 国内世論が大きく分かれているもの、又は政治問題化や係争化が予想されるもの
(8) 名刺広告	ア 目的が不明で、単なる売名行為であるもの
(9) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの	ア 責任の所在及び内容が不明確なもの イ 虚偽の内容を表示するもの ウ 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの（掲載する場合は、比較方法が公正で、内容が客観的に実証されている資料を必要とする。） 例）「世界一」「日本一」「一番安い」等の最高・最大級の表現 「当社だけ」「確実に儲かる」「絶対」「永久」「完璧」等の事実の裏付けのない断定的な表現 エ 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの 例）「今が最後のチャンス」「超特価」「破格」「激安」「出血価格」等 オ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等 キ 債権取り立て、示談引受け等をうたったもの ク 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのよ

	うに誤認させる表現のもの ケ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、自己の優位性を誇示し又は暗示するもの コ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの サ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。） シ 健康食品等の通信販売の広告で、定期購入や解約の条件等の表示が不明確なもの ス その他市民に不利益を与える、又は消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現を含むもの
(10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの	ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。 イ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
(11) 前各号に掲げるもののほか、当該広告媒体に掲載又は掲出する広告として、右の理由により不適切であると市長が認めるもの	ア 品位を損なう表現のもの イ 詐欺的なもの又はいわゆる悪質商法とみなされるもの及びその類似商法とみなされるもの ウ 通貨、紙幣及び郵便切手の複写等で実際のものと紛らわしいもの エ 個人情報の利用、管理等に十分な配慮がなされていないもの オ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの カ 市の施策や事業に支障を生じるおそれがあるもの キ 広告媒体が有する本来の行政目的に支障を生じるおそれがあるもの ク 市民感情を害するおそれがあるもの ケ 取引に関する条件、内容等について誤信を招くおそれがあるもの コ その他社会的に不適切なもの

別表第2（第7関係）

基 準	例 示
(1) 都市の美観風致を損なうおそれがあるもの	ア 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの イ 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの ウ 著しく美観を損ねるようなもの エ 景観と著しく違和感があるもの オ 意味なく、身体の一部を強調するようなもの カ 著しくデザイン性の劣るもの キ 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの ク 地区計画、清水港・みなと色彩計画、その他まちづくり

	又は都市整備のルールにおいて景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの ケ その他屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号）、静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号）等の関係法令に適合しないもの
（2）交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのあるもの	ア 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの （ア）過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの （イ）信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの （ウ）蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの イ 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの （ア）読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの （イ）水着姿、裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの （ウ）デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの （エ）絵柄や文字が過密であるもの ウ その他道路法（昭和27年法律第180号）、静岡市道路占用規則（平成15年規則第236号）等の関係法令に適合しないもの

品位を損なう広告の制限に関する運用基準

静岡市広告掲載基準（平成23年5月11日施行）別表1（11）アの規定による「品位を損なう表現のもの」については、従前のものに加え、以下のものを含めるものとして運用する。

- ア 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用又は過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
- イ 媒体の配色・体裁と比べ、著しく違和感があるもの
- ウ 著しくデザイン性の劣るもの
- エ 絵柄や文字が過密であるもの
- オ その他媒体の品位を損なうもの

附 則

この基準は、平成25年12月6日から施行する。

【広告事業全般に関する問合せ】

総務局 総務課

所在地：静岡庁舎新館9階

電話：054-221-1754

FAX：054-205-1377